保健だより

【臨時号】 仙台西高等学校 保健厚生部

【重要!】保護者の皆様へ,新型コロナウイルス感染症への対応についてご連絡

保護者の皆様へ

日頃より、本校の健康教育ならびに健康管理活動へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。連日報道にあるとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念され、本校では臨時休業の期間を継続させていただくこととなりました。

現段階では5月7日(木)の学校再開に向けて、感染防止対策に努めているところではありますが、生徒・保護者の皆様へお願いごとがあります。可能ならば、お便りをお子様と一緒にご一読いただきますようお願いいたします。

学校再開時にお願いしたいこと

1. 毎朝の検温

- * 健康であるないに関わらず、保護者様の責任の下、必ず毎朝の検温をお願いいたします。
- * 学校から「**健康観察カード**」が配布されたら**, 毎朝カードへ体温を記入**します。登校後に健康 観察カードを回収し, 健康状態を確認いたしますので, ご協力をよろしくお願いいたします。
- *登校後の検温で発熱の症状がみられた場合は早退となります。(保護者様とすぐ連絡が取れるよう,また早退方法についてもお子様と相談しておいて下さい。(迎えの必要な場合は感染防止を防ぐため速やかに来校していただくようご協力願います。)

2. マスク着用

学校へ登校する時は、必ずマスクを着用して来てください。マスクがない場合は、縫わなくても作れる簡易的なものでもかまいません。参考:文部科学省 HP「子供の学び応援サイト」より
※登校日布マスクを一枚ずつ配布します。
:文部科学省 YouTube「MEXTchannel」より

3. 欠席連絡

内科的理由により欠席する場合は,**具体的な症状**をお知らせください。

- * 「発熱」の場合は、体温もお知らせください。
- * できるだけ具体的にどんな症状があるのかについてお知らせください。(複数ある場合はすべて)

*具体的な症状

- ・発熱 (°C) ・かぜ ・のどの痛み ・咳 ・鼻水 ・鼻づまり
- ・頭痛 ・腹痛 ・下痢 ・嘔吐 ・発疹 ・味覚臭覚異常

など

4. 感染症に罹患した場合の出席停止手続き

- Ⅰ 診断を受ける(病院)
- 2 学校へ連絡する

1

3 「治癒報告書」の入手

4 治癒後登校

「治療勧告書」入手方法

- I 学校のホームページからダウンロードする
- 2 「入学のしおり」に綴じてあるものを使用する
 - ※1,2の入手方法が難しい時は、登校した日に担任を通じて お子様にお渡しします。

医師により登校の許可が出たら「治癒報告書」へ保護者が記入し、登校時に担任へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の連絡

速やかに学校へ連絡をお願いいたします。その際,**発症日・現在の症状とその経過・医師から 受けた指示の内容,接触者がいたかどうか**など可能な限り,お伝えいただけますと幸いです。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】

感染者	濃厚接触者	発熱や風邪症状がある場合
治癒するまで	1 4 日間	発熱や風邪症状が治癒するまで

※ 医師の指示により療養期間などが上記のとおりではない場合もあります。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間の基準
第一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H 五 N 一)であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ (H 五 N 一)という。」	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H 五 N 一) 及び新型インフルエンザ等感染症は除く) 百日咳 麻しん	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺, 顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し,かつ,全身状態が良好になるまで発疹がすべて消失するまで
	水痘 咽頭結膜熱	すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過す るまで
第 三 種	結核,髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ,細菌性赤痢,腸管出血性大腸菌感染症,腸チフス,パラチフス,流行性角結膜炎,急性出血性結膜炎, その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

- * 第二種は、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。
- * 第三種「その他の感染症」は、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患。 原則として出席停止はしない。(感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・手足口病)
 - ★ 手洗いの徹底,室内の換気を行う,また3つの密(密閉・密集・密接)を避けるようにしましょう!
 - ★ 自分が感染源とならないために、規則正しい生活やバランスの良い食事を心がけ免疫力を高めましょう。